

重要事項説明書(訪問介護サービス)

この訪問介護サービス重要事項説明書は、利用者が当社の訪問介護サービスを受けられるに際し、あらかじめ利用者やそのご家族に対して当社の事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものであります。

(※ 利用者にこの文書を交付して、ご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています。

1. 当社の概要

名称	有限会社にこにこらいふ社
所在地	(本社) 〒999-3702 東根市温泉町二丁目1番19号
電話番号	0237-41-1125
代表者	代表取締役 綱干 康
資本金	5,000,000円
事業内容	訪問介護、介護予防・日常生活支援事業(訪問型サービス)訪問介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護、介護タクシー、介護・医療用品・用具の販売(大人用紙オムツの宅配)

2. 事業の目的

事業所の訪問介護員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

3. 運営方針

訪問介護員は要介護者の意思と人格を尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行い、生活の質の向上を目指した在宅生活を維持できるよう、関係市町村及び地域との結びつきを重視し、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながらサービス事業の提供に努めます。

4. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	にこにこヘルパーステーション		
所在地	東根市温泉町二丁目1番19号	電話番号	0237-41-1125
介護保険指定事業者番号	訪問介護:0671700219		
当事業所のその他のサービス	<input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護タクシー <input type="checkbox"/> 住宅型有料老人ホーム <input type="checkbox"/> 介護医療用品販売		
通常の事業の実施地域(*)	東根市、村山市、天童市及び河北町		

職員体制(※カッコ内は兼務者)

職種	職務内容	常勤	非常勤	計
管理 者	従業者及び業務の管理並びに運営基準遵守のための指揮命令	1(1)	0	1
サービス提供責任者	訪問介護利用申し込みに係る調整、介護計画の作成および訪問介護員の技術指導等	2(0)	0	2
訪問介護員(介護福祉士、介護職員初任者研修・実務者研修修了者、ホームヘルパー2級修了者等)	訪問介護サービスの提供	6(4)	6	12

営業日および営業時間

月曜日から日曜日まで	6時から22時	(休業日:なし)
------------	---------	----------

5. サービス内容

- (1) 身体介護 食事介助、入浴介助、排泄介助、清拭、体位交換等、利用者の身体に直接接觸して行う介助並びに、これを行うために必要な準備及び後始末、並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助を行います。
- (2) 生活援助 調理、掃除、洗濯等、身体介護以外の利用者本人の日常生活援助を行います。
- (3) 通院等乗降介助 病院等への移送およびそれに伴う乗降介助、または同乗しての介助を行います。
- (4) 訪問介護計画の作成 サービス提供にあたっては、利用者の日常生活全般の状況およびご希望を踏まえて訪問介護の目的、具体的サービス内容を記載した訪問介護計画を作成します。

6. 利用料金

- (1) サービス利用料 サービスに対する料金および利用者のご負担額は別表に記載するとおりです。なおこの金額は、公的介護保険の法定利用料に基づくものです。
- (2) 交通費 前記4に記載する通常の事業の実施地域(*)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に訪問する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり20円として往復の距離に応じた額を徴収します。
- (3) キャンセル規定 サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに当事業所までご連絡下さい。サービス利用日の前日17時までにご連絡頂いた場合、キャンセル料はかかりません。ご連絡頂けなかった場合には、以下に定めるキャンセル料をいただきます。(但し、急な容体の変化や、緊急でやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきます)

ご連絡頂いた時間	キャンセル料
サービス利用日の前日17時まで	無料
ご連絡頂けなかった場合	1,000円(消費税別途)

※キャンセル料は公的介護保険の対象外となりますので、別途消費税が加算されます。

4. 料金のお支払い方法

自己負担金は次の何れかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A) 郵便局および銀行の口座からの自動引落

(利用者ご指定の金融機関の口座から月1回引き落します)

B) 郵便局からの振込(期日までにお近くの郵便局からお振り込みください)

C) 現金での支払(期日までに直接ご集金にうかがいます)

※Bの場合は振込手数料をご負担願います。

7. サービスのご利用についての注意事項

- (1) サービスの提供にあたっては、当社が選任した訪問介護員がサービスを行います。利用者が訪問介護員を指名することは出来ません。
- (2) 選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、交替を申し出ることが出来ます。また、事業者の都合により訪問介護員を交替することがあります。その場合、利用者に対してサービスご利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。
- (3) 利用者のお住まいでのサービス提供のために水道、ガス、電気等を使用させて頂くことがあります。

8. 緊急時および事故発生時の対応方法

- 緊急時には主治医、救急隊、家族、市町村等へ連絡するなど必要な措置を講じます。
- 事故が発生した場合は、すみやかに県市町村、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡するなど必要な措置を講じます。
- 事故収束後には再発防止策を講じて経過を文書で記録します。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9. 緊急時・事故発生時、サービス内容および苦情等に関する相談窓口

- 緊急時・事故発生時、サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 利用者相談窓口 電話番号 : 0237-41-1125
0120-73-1125 (フリーダイヤル)
担当者 綱干富士恵 受付時間 : 8:30から17:30まで (土・日・祝祭日休み)
(緊急時・事故発生時は24時間、年中無休で受け付けます)

- 公的機関においても、次の機関において苦情申請等ができます。

市町村介護保険相談窓口

東根市健康福祉部福祉課 所在地 : 東根市中央1丁目1番1号
電話番号 : 0237-42-1111 (代表)
受付時間 : 8時30分から17時まで (土・日・祝祭日休み)

村山市福祉課介護保険係 所在地 : 村山市中央一丁目3番6号
電話番号 : 0237-55-2111 (代表)
受付時間 : 8時30分から17時まで (土・日・祝祭日休み)

天童市健康福祉部保険給付課 所在地 : 天童市老野森一丁目1番1号
電話番号 : 023-654-1111 (代表)
受付時間 : 8時30分から17時まで (土・日・祝祭日休み)

河北町役場健康福祉課高齢福祉係 所在地 : 西村山郡河北町谷地戊81
電話番号 : 0237-73-2111 (代表)
受付時間 : 8時30分から17時まで (土・日・祝祭日休み)

尾花沢市福祉課介護福祉係 所在地 : 尾花沢市若葉町1丁目2番3号
電話番号 : 0237-22-1111 (代表)
受付時間 : 8時30分から17時まで (土・日・祝祭日休み)

山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理担当 所在地 : 寒河江市大字寒河江字久保6番地
電話番号 : 0237-87-8006 (直通)
受付時間 : 9時から16時まで (土・日・祝祭日休み)

10. 感染症の予防・まん延防止および非常災害に関する指針の整備、具体的計画の策定

- 事業所は感染症の発生とまん延防止、および非常災害に対処するために必要な措置を講じます。
- 感染症の発生とまん延防止、および非常災害に対処するための委員会を1年に1回以上または必要時に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。

(3) 感染症の発生とまん延防止、および非常災害に対処するための指針(マニュアル等)を整備し、併せて事業継続計画(BCP)を策定します。

(4) 感染症の発生とまん延防止、および非常災害に対処するための研修会及び訓練を1年に1回以上または必要時に開催実施します。

11. 人権の擁護および虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備。
- 成年後見制度の利用支援。
- 苦情解決体制の整備。
- 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施。
- その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置。

12. ハラスメント対策

- 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 利用者(ご家族)または身元保証人等からの事業所やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為が行われた場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。またしかるべき機関への通報も行う場合があります。

13. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	1. あり 2. なし
		評価機関名称	
		結果の開示	
	(2) なし		

以上、訪問介護サービスの提供開始にあたり重要事項の説明をいたしました。これを証明するため本書2通を作成し、各自記名の上、1通ずつ所持するものとします。

事業者説明担当者 :

事業者から訪問介護サービスについて重要事項の説明を受け本書面を同意、受領しました。

令和 年 月 日

〈利用者または家族(代理人)氏名〉